裁決書

審査申立人　（略）

審査申立人から令和４年５月12日付けで提起された令和３年９月26日執行の豊能町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主文

　本件申立てを棄却する。

本件申立ての要旨

審査申立人は、本件選挙の当選人であるＡ氏（以下「本件当選人」という。）の当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第１項の規定により、豊能町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、町委員会は、令和４年４月22日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し審査申立人は、公選法第206条第２項の規定により、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由等を要約すると、次のとおりである。

(1) 近年とみに重要視されてきた地方議会議員に係る「住所要件の絶対性」を軽視した原決定は、事実認定の不備等、重大な遺漏があり容認することはできない。

(2) 豊能町内での生活や活動の事実について、本件当選人の自発的な証明に加え近隣住民、自治会等の証明等があって然るべきところ、それらしきことの証明・証言が一切ない。

(3) 原決定によると、本件当選人の離婚等請求事件における裁判所の認定事実の中で、令和元年10月頃からは「居所すら把握できなくなっていることが認められる」とされており、本件当選人がいつから豊能町に居住していたのか判然としないまま本件選挙に立候補し、当選人となったこととなる。

(4) 「能勢ダイオキシン問題」における知事の不作為が及ぼしてきた「豊能町行政の劣化等」を広く検証するとともに、「自治紛争調停」制度の活用につなぐべきである。

裁決の理由

１　選挙権の要件としての住所

(1) 公選法第９条第２項には「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き３箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、同法第10条第１項第５号には「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定されている。

したがって、本件当選人が本件選挙の被選挙権の要件を満たすためには、令和３年６月26日から本件選挙の期日である同年９月26日までの間（以下「本件期間」という。）、豊能町内に住所を有する必要がある。

(2) 住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条において「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されている。

公選法における住所についても、「各人の生活の本拠を指す」（最高裁判所大法廷昭和29年10月20日判決・最高裁判所第二小法廷平成９年８月25日判決）とされ、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（最高裁判所第三小法廷昭和35年３月22日判決・最高裁判所第二小法廷平成９年８月25日判決）とされている。

また、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実態を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（大阪高等裁判所平成23年12月20日判決）とされている。

これらの判例を参考に、住所の認定は、本件期間における本件当選人の起臥寝食を中心に、他の生活実態を合わせ、本件当選人の居住地が客観的に生活の本拠としての実態を具備しているか否かを総合的に判断するものとする。

２　当委員会が認定した事実等

審査申立人から提出された証拠物件、町委員会から提出された証拠物件及び資料並びに当委員会に顕著な事実等から次のことが認められる。

(1) 住民基本台帳法上の届出による住所移動状況

ア　本件当選人は、平成12年４月11日、同月１日に豊能町へ転入したとして届出。

イ　本件当選人は、平成27年２月25日、同月12日に豊能町内で新住所地に転居したとして届出。

ウ　本件当選人は、平成28年８月２日、同年７月13日に豊能町内で新住所地（以下「豊能町住所地」という。）に転居したとして届出。

(2) 電気等の使用状況

　本件当選人の豊能町住所地における令和３年４月以降の電気の使用状況は次の表のとおりである。また、本件当選人は、豊能町住所地において、ガスを使用していない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検針日 | 使用量 | 請求額 |
| 令和３年４月６日 | 209 | 4,510円 |
| 同年５月８日 | 168 | 3,905円 |
| 同年６月４日 | 156 | 3,926円 |
| 同年７月６日 | 148 | 3,743円 |
| 同年８月５日 | 134 | 3,530円 |
| 同年９月６日 | 147 | 3,975円 |
| 同年10月６日 | 123 | 3,454円 |

　　なお、総務省統計局が実施している家計調査（近畿地方における単身世帯のもの）によれば、令和３年４月から同年６月までの電気代は平均月額4,788円、同ガス代は平均月額2,922円であり、同年７月から同年９月までの電気代は平均月額4,617円、同ガス代は1,942円である。

(3) 水道の使用状況

　本件当選人の豊能町住所地における令和３年４月以降の水道の使用状況は次の表のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検針月 | 使用量 | 請求額 |
| 令和３年４月 | 9㎥ | 4,021円 |
| 同年６月 | 8㎥ | 3,863円 |
| 同年８月 | 10㎥ | 1,584円 |
| 同年10月 | 13㎥ | 4,655円 |

　　なお、東京都水道局の実施した令和２年度生活用水実態調査によれば、単身世帯の１か月当たりの平均使用水量は、8.1㎥である。

(4) 日用品等を購入していた店舗の所在地

　本件当選人が令和３年４月以降に日用品等を購入していた店舗の所在地は次の表のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月日 | 店名 | 所在地 |
| 令和３年４月22日 | イオン亀岡店 | 京都府亀岡市 |
| 同年５月24日 | イオン亀岡店 | 同上 |
| 同日 | ＧＥＯ亀岡店 | 同上 |
| 同年７月７日 | セルフ緑が丘ＳＳ | 兵庫県伊丹市 |
| 同年８月19日 | 業務スーパー川西店 | 兵庫県川西市 |
| 同月28日 | カフェスイーツムシュマキノ | 豊中市 |
| 同月29日 | びっくりドンキー高槻西店 | 高槻市 |
| 同年９月３日 | カフェスイーツムシュマキノ | 豊中市 |
| 同月12日 | ロイヤルホームセンターキセラ川西店 | 兵庫県川西市 |
| 同月26日 | コーナン川西久代店 | 同上 |

(5) 豊能町における活動状況

ア　平成13年９月23日執行豊能町議会議員一般選挙において当選（１回目）

イ　平成17年９月25日執行豊能町議会議員一般選挙において当選（２回目）

ウ　平成20年９月28日執行豊能町長選挙において落選

エ　平成21年９月27日執行豊能町議会議員一般選挙において当選（３回目）

オ　平成25年９月22日執行豊能町議会議員一般選挙において当選（４回目）

　　　カ　本件選挙において当選（５回目）

キ　本件当選人は、少なくとも平成30年度及び令和３年度において、豊能町内の自主防災組織に加入。

(6) その他

令和３年10月21日、神戸家庭裁判所において本件当選人を原告、前妻を被告とする離婚等請求事件（令和２年（家ホ）第87号）の判決がなされている。当該事件における本件当選人の住所の表示は、豊能町住所地とされている。また、当該事件の判決書中、「原告（本件当選人）と被告（前妻）は、平成28年７月ころから現在まで５年以上別居が続いている」、「令和元年10月ころから原告（本件当選人）は、被告（前妻）と長男の居所すら把握できなくなっている」との記載が認められる。

３　当委員会の判断

当委員会は、認定した事実、審査申立人の陳述及び類似する事案等の判例を基に、以下のとおり総合的に判断した。

(1) 本件期間における本件当選人の生活の本拠について

ア　本件期間における本件当選人の起臥寝食について

前記２(2)及び(3)からすると、本件当選人が豊能町住所地において電気等及び水道の使用をしていたことが認められ、令和３年４月以降の豊能町住所地の電気等及び水道の使用量に大幅な変動もないことからすると、一般的な使用量より少ないとしても、本件当選人世帯の生活様式によることが否定できない。

加えて、前記２(4)より、本件当選人が日用品等を豊能町周辺に所在する商店等で調達していたことが推認されることを併せて勘案すると、本件当選人が豊能町住所地において起臥寝食をしていないとまで判断することは困難である。

イ　本件期間における本件当選人の起臥寝食以外の生活について

前記２(1)及び(5)からすると、本件当選人は平成12年に豊能町に転入し、平成13年執行の豊能町議会議員一般選挙に当選するなど、長らく豊能町を拠点として活動を続けてきていることが認められる。更に、本件期間直前の令和３年には地域の自主防災組織に加入していることも認められることから、本件期間において豊能町を拠点に活動をしていないとまで判断することは困難である。

ウ　小括

以上に加えて、本件当選人が豊能町住所地以外の住所地を生活の本拠としていたという具体的な主張・立証もないことからすると、本件当選人の生活の本拠たる住所は、本件期間まで引き続き豊能町住所地にあったものと判断するのが相当である。

なお、審査申立人は、本件当選人について、令和元年10月頃からは「居所すら把握できなくなっていることが認められる」と主張する。しかしながら、前記２(6)のとおり、離婚等請求事件（令和２年（家ホ）第87号）の判決において、居所が把握できなくなったとされているのは前妻であって、本件当選人ではないから、審査申立人の主張は失当と言わざるを得ない。

(2) 審査申立人のその他の主張について

審査申立人は、「能勢ダイオキシン問題」、「豊能町行政の劣化等」及び「自治紛争調停」制度の活用等を主張するが、いずれも本件選挙における当選の効力と何ら関係が無い主張であり、当委員会において判断することはできない。

以上のとおり、審査申立人の主張には理由がなく容認することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和４年８月18日

大阪府選挙管理委員会

委員長　新田谷　修司

　公選法第203条第１項の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。